

ライフサポートプラン

2024年度 改定内容ポイント

1 持物安心プランが発足します

こんな場合に…

・物の補償

外出先でスマートフォンを落とし、故障した

※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります(時価限度)。



自宅内でパソコンを使っていたところコーヒをこぼし故障した



・賠償事故の補償

同居する子供が自転車を運転中に人をひいてケガをさせた

※仕事上の事故を除く



2 ライフサポートプラン・ライフサポートプランⅡ型にご加入しやすいコースを追加しました
ライフサポートプラン Mコース(保険金額:300万円)とライフサポートプランⅡ型 9コース(保険金額:100万円)を追加し、新規加入・退職後継続がしやすくなります。

3 ライフサポートプランⅡ型の退職後継続可能年齢が延長します！

現在

退職後

69歳まで
継続可能

改定後

退職後

80歳まで
継続可能

Web請求が可能になりました!

- Web請求のご利用対象は「医療保障保険」、「総合医療サポート」、「医療費支援制度(外来・先進医療型)」で、所属員本人が受取人となる場合です。手続き可能な給付金は、「入院」「手術」「放射線治療」などに対する給付金となります。対象外の制度については書面での手続きとなります。
- ご利用には「みんなのMYポータル」への登録が必要です。未登録の方は新規登録してください。「みんなのMYポータル」にログイン→「ご加入者さま」→「各種お手続き」→「入院・手術給付金等請求」をご選択いただき、画面の説明に沿って必要項目をご入力ください。



新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP9～15に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください、お申込みください。
 - 本パンフレット「健康情報活用商品について」P19～24の内容を必ずご確認ください。
- ※ライフサポートプランⅡ型についてはP17・18をご覧ください。

申込締切日

2024年10月9日(水)

責任開始期
(加入日)

2025年3月1日(土)

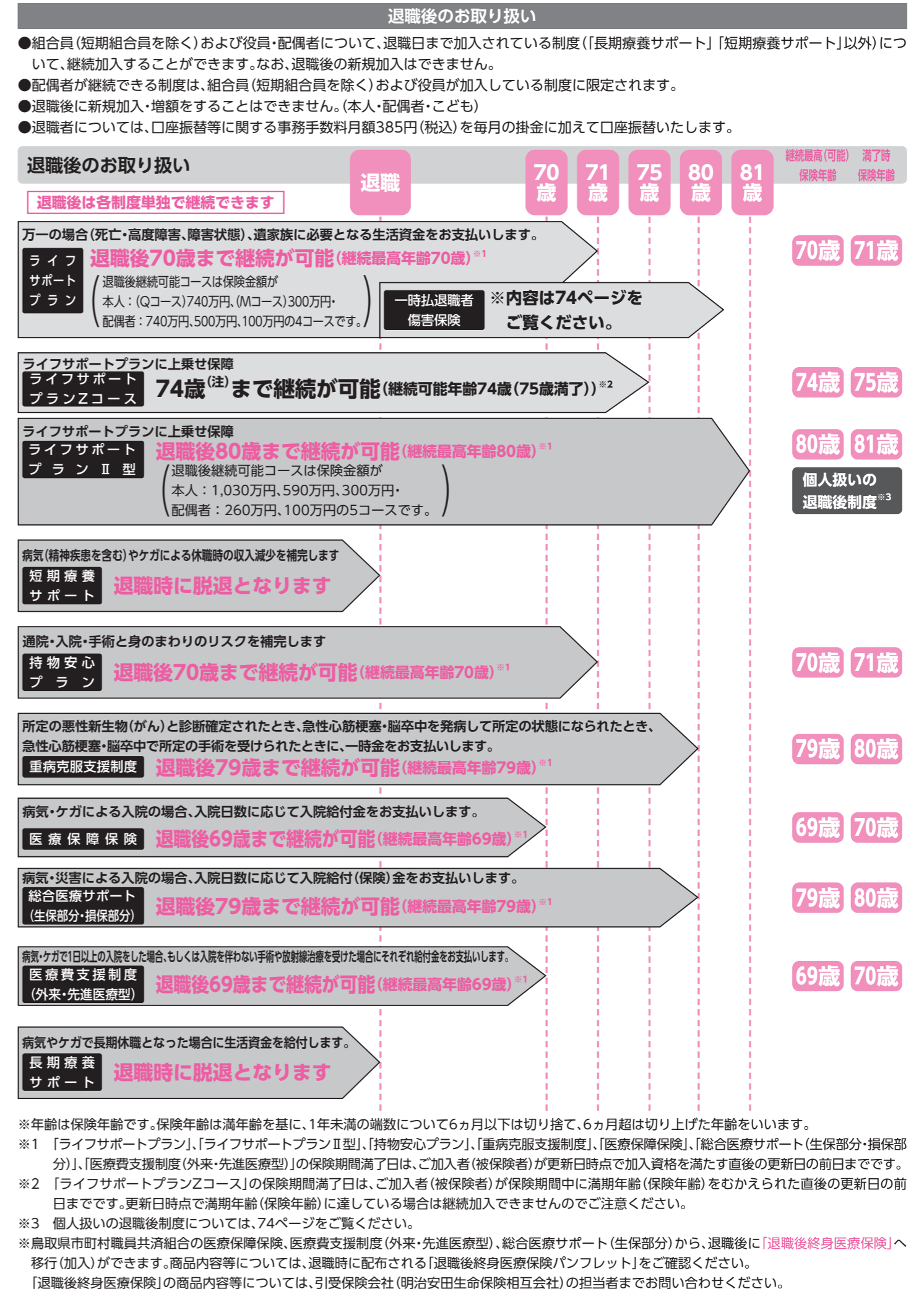
【契約者】 鳥取県市町村職員共済組合

【事務取扱】 一般財団法人鳥取県市町村職員互助会

制度全体イメージ図



※「ライフサポートプランZコース」、「ライフサポートプランⅡ型」、「短期療養サポート」、「持物安心プラン」、「重病克服支援制度」、「医療保障保険」、「総合医療サポート」、「医療費支援制度(外来・先進医療型)」、「長期療養サポート」の加入は「ライフサポートプラン」の加入が必要です。
 ※「遺児育英サポートコース」の加入は「ライフサポートプランⅡ型」の加入が必要です。
 ※配偶者・こどもの加入はそれぞれの制度の本人加入が必要です。
 ●「総合医療サポート」は生命保険部分と損害保険部分をセットしたものです。
 ●生命保険部分と損害保険部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。
 ●それぞれの保障内容、掛金等の詳細についてはP59～P62をご確認ください。
 (注1) 特定疾病…悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞・脳卒中
 (注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。



本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。 **健活** のマークがついている商品は健康情報活用商品です。



万一の備え

ライフサポートプラン

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金として受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



万一の備え

ライフサポートプランZコース

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 退職後も保障を継続できます。
- 余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)



万一の備え

ライフサポートプランⅡ型

年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金として受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



就業不能への備え

短期療養サポート

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

持物安心プラン

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。



重い病気への備え

重病克服支援制度

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
組合員(短期組合員を除く)および役員で、14歳6カ月を超え66歳6カ月(役員は67歳6カ月)までの方(継続は70歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注*}

[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

組合員(短期組合員を除く)および役員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
※ライフサポートプランに加入する必要があります。		

[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

ご加入いただける方についてはP.39をご覧ください。

組合員(短期組合員を除く)および役員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
※ライフサポートプランに加入する必要があります。		

[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。]

組合員(短期組合員を除く)および役員で、14歳6カ月を超え66歳6カ月(役員は67歳6カ月)までの方(継続は70歳6カ月までの方) ^{注●}	満18歳以上66歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ^{注●}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注*・注●}
※ライフサポートプランに加入する必要があります。		

[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。]

組合員(短期組合員を除く)および役員で、17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え71歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
※ライフサポートプランに加入する必要があります。		

[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

掲載ページ

P.25

P.31

P.35

P.41

P.45

P.47

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(ライフサポートプランⅡ型)

健康情報活用商品について

ライフサポートプラン

ライフサポートプランZコース

ライフサポートプランⅡ型

短期療養サポート

持物安心プラン

重病克服支援制度

医療保障保険

総合医療サポート

医療費支援制度(外来・先進医療型)

長期療養サポート

既加入者専用コース(ライフサポートプラン)

退職後のお取扱いについて

ご注意ください

ライフサポートプランⅡ型について

注★●は7ページをご確認ください。

健活 のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方		
		本人	配偶者	子ども
 <p>病気・ケガへの備え</p> <h3>医療保障保険</h3> <p>短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合) 	<p>組合員(短期組合員を除く)および役員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月(役員は66歳6カ月)までの方(継続は69歳6カ月までの方)</p> <p>※ライフサポートプランに加入する必要があります。</p>	<p>17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)</p>	<p>22歳6カ月までの方^{注☆}</p>
[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]				
 <p>重い病気への備え</p> <h3>総合医療サポート</h3> <p>(生保部分) 健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】</p>	<p><(生保部分)></p> <ul style="list-style-type: none"> ●病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。 ●三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。 ●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。 	<p>組合員(短期組合員を除く)および役員で、17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)</p> <p>※ライフサポートプランに加入する必要があります。</p>	<p>17歳6カ月を超え71歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)</p>	<p>(ご加入いただけません)</p>
[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]				
 <p>三大疾病・介護等への備え</p> <p>(損保部分) 医療保険【損害保険】</p> <p>親介護はP8をご確認ください。</p>	<p><(損保部分)></p> <ul style="list-style-type: none"> ●三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。 ●所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。 	<p>組合員(短期組合員を除く)および役員で、17歳6カ月を超え66歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)</p> <p>※総合医療サポート(生保部分)への加入が必要です。</p>	<p>満18歳以上71歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)</p> <p>※総合医療サポート(生保部分)への加入が必要です。</p>	<p>(ご加入いただけません)</p>
[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]				
 <p>病気・ケガへの備え</p> <h3>医療費支援制度(外来・先進医療型)</h3> <p>家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。 	<p>組合員(短期組合員を除く)および役員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)</p> <p>※ライフサポートプランに加入する必要があります。</p>	<p>17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)</p>	<p>22歳6カ月までの方^{注☆}</p>
[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]				

注☆は7ページをご確認ください。

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(ライフサポートプランII型)

P.57

健康情報活用商品について

ライフサポートプラン

P.59

ライフサポートプランZコース

ライフサポートプランII型

短期療養サポート

P.60

持物安心プラン

重病克服支援制度

医療保障保険

P.63

総合医療サポート

医療費支援制度(外来・先進医療型)

長期療養サポート

既加入者専用コース(ライフサポートプラン)

退職後のお取扱いについて

ご注意いただきたいこと

ライフサポートプランII型について

健活 のマークがついている商品は健康情報活用商品です。



長期休職
への備え

商品の名称

長期療養サポート

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険
【損害保険】

商品の特長

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

その他ご加入にあたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 総合医療サポート<(損保部分)>のみのご加入はできません。総合医療サポート<(生保部分)>と同額にてご加入ください。
- 親介護(総合医療サポート<(損保部分)>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の総合医療サポート<(損保部分)>とセットで、配偶者の親は配偶者の総合医療サポート<(損保部分)>とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
組合員(短期組合員を除く)および役員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
※ライフサポートプランに加入する必要があります。		

[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。]

総合医療サポート<(損保部分)>

本人・配偶者の親

親介護

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、45歳6カ月を超え85歳6カ月までの方

[年齢は2025年3月1日現在の満年齢です。]



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当する必要があります。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.12

健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.19

掲載
ページ

P.65

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(ライフサポートプランII型)

健康情報活用商品について

ライフサポートプラン

ライフサポートプランZコース

ライフサポートプランII型

短期療養サポート

持物安心プラン

重病克服支援制度

医療保障保険

総合医療サポート

医療費支援制度(外来・先進医療型)

長期療養サポート

既加入者専用コース(ライフサポートプラン)

退職後のお取扱いについて

ご注意いただきたいこと

ライフサポートプランII型について

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではライフサポートプランⅡ型以外について記載しております。

ライフサポートプランⅡ型についてはP17・18をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- ライフサポートプランZコースについては、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

ライフサポートプラン	P.25	ライフサポートプランZコース	P.31	短期療養サポート	P.41
持物安心プラン	P.45	重病克服支援制度	P.47	医療保障保険	P.57
総合医療サポート<(生保部分)>	P.59	総合医療サポート<(損保部分)>	P.60	医療費支援制度(外来・先進医療型)	P.63
長期療養サポート	P.65				

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(初回は2月分給与から)
賞与払は賞与から控除します。(初回は6月分給与から)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

ライフサポートプラン 短期療養サポート 医療保障保険

ライフサポートプラン・医療保障保険・短期療養サポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、ライフサポートプランZコースについては、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
 明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[ライフサポートプラン] [医療保障保険] [医療費支援制度(外来・先進医療型)] [短期療養サポート] [総合医療サポート<(生保部分)>] [重病克服支援制度] [ライフサポートプランZコース]

明治安田生命保険相互会社

[持物安心プラン] [総合医療サポート<(損保部分)>] [長期療養サポート]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではライフサポートプランⅡ型以外について記載しております。
ライフサポートプランⅡ型についてはP17・18をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

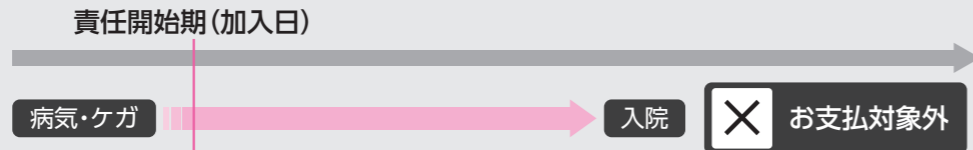
- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例 責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

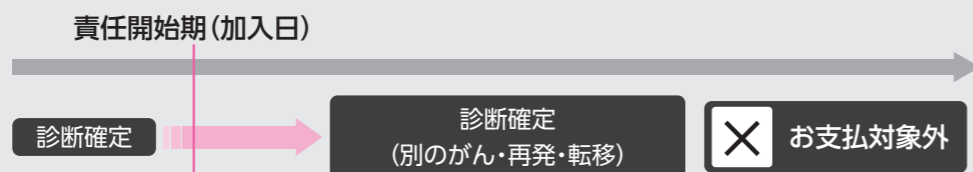
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.76

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.93

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.3をご参照ください。

【ライフサポートプラン・医療保障保険・医療費支援制度(外来・先進医療型)・短期療養サポート・総合医療サポート<(生保部分)>・総合医療サポート<(損保部分)>・重病克服支援制度・ライフサポートプランZコース・長期療養サポート】STEP1・2へお進みください。

【持病安心プラン】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに

過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

ライフサポートプラン ライフサポートプランZコース	重病克服支援制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険 医療費支援制度(外来・先進医療型) 短期療養サポート 総合医療サポート<(生保部分)> 総合医療サポート<(損保部分)>	長期療養サポート
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。	
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。 ●重病克服支援制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。		

本人・配偶者の親

	親介護
現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<ライフサポートプラン・医療保障保険・医療費支援制度(外来・先進医療型)・短期療養サポート・総合医療サポート<(生保部分)>・重病克服支援制度・ライフサポートプランZコースの場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<総合医療サポート<(生保部分)>・重病克服支援制度・ライフサポートプランZコースの場合>

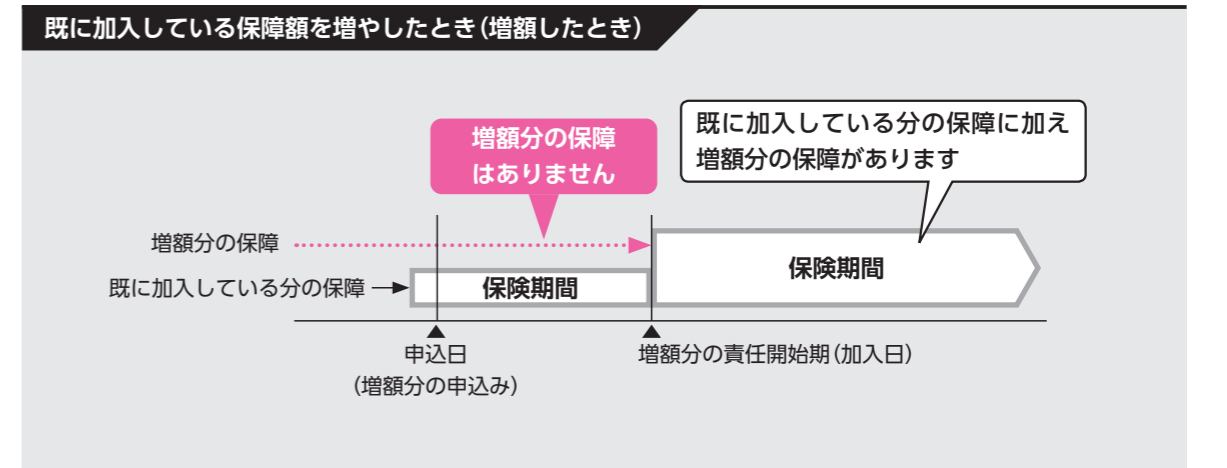
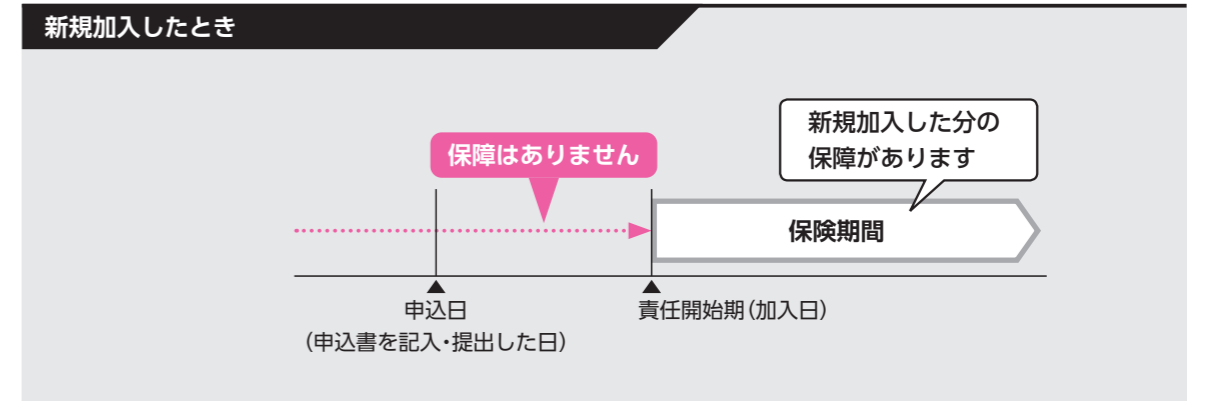
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<ライフサポートプラン・医療保障保険・医療費支援制度(外来・先進医療型)・短期療養サポート・総合医療サポート<(生保部分)>・重病克服支援制度・ライフサポートプランZコースの場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.96** ➔

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.14** ➔

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

ライフサポートプランⅡ型(年金払特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
ライフサポートプランⅡ型	P39	P39	P35	P39

③ 配当金

ライフサポートプランⅡ型は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

ライフサポートプランⅡ型は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

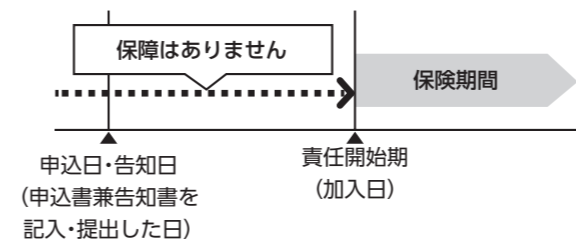
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

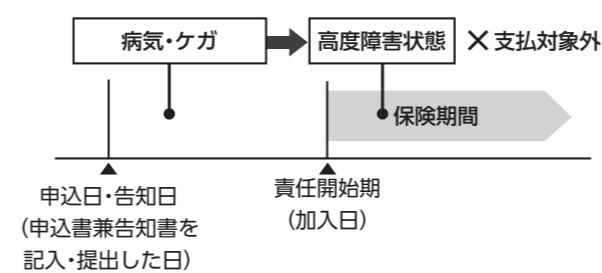


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

ライフサポートプランⅡ型 **P40**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
中国・四国公法人部 法人営業部
ご照会窓口 082-247-6987
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

健康情報活用商品

(健康サポート・キャッシュバック特約) について

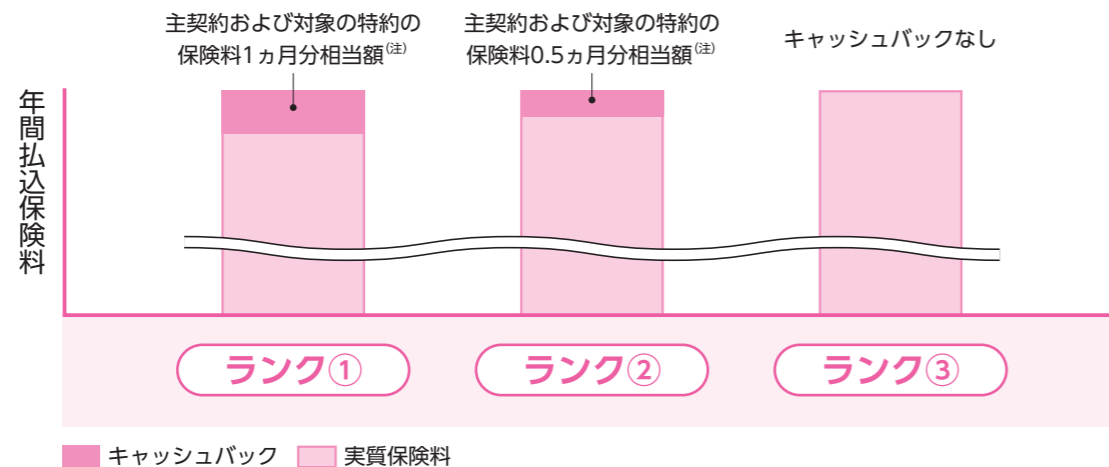
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。
以下の内容をご確認ください。

「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み(特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックすることが主な内容です。
- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

＜キャッシュバックの仕組み＞

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。



(注)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。
保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
 - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の取扱いを停止したとき
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

＜対象商品＞

- 本パンフレット内で「健活」のマークがついている以下商品が対象です。

商品名	主契約		保険期間
	主契約	特約	
重病克服支援制度	無配当特定疾病保障 定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約、 がん・上皮内新生物保障特約	1年
総合医療サポート<(生保部分)>	無配当医療保険	—	1年

＜対象者＞

- 加入対象区分：本人・配偶者

キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

＜「ランク」の判定に使用する健康診断について＞

- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含まれます。
- 健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。
(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)

<「ランク」の判定方法について>

- 以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- 「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」「表1-2」に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

STEP1 > 健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)を判定します。

表1-1 40歳未満*

健診項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130~139	140~159
	拡張期(mmHg)		84以下	85~89	90~99	100以上
尿	尿糖	(-)	(±)以上			
	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)(mg/dL)	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上
		肝機能(※3)	GPT(ALT)(U/L)	30以下	31~40	41~50
	γ-GT(γ-GTP)(U/L)		50以下	51~80	81~100	101以上

表1-2 40歳以上*

健診項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130~139	140~159
	拡張期(mmHg)		84以下	85~89	90~99	100以上
尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)(mg/dL)	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上
		肝機能(※3)	GPT(ALT)(U/L)	30以下	31~40	41~50
	γ-GT(γ-GTP)(U/L)		50以下	51~80	81~100	101以上
	糖代謝(※4)	HbA1c(%)	5.5以下	5.6~5.9	6.0~6.4	6.5以上
血糖(mg/dL)		99以下	100~109	110~125	126以上	

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

STEP2 > 健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)をポイント換算します。

表2-1 40歳未満*

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI(※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	-	-	30	0	-	-
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
任意項目	脂質	10(※5)		0		10(※5)		0	
	肝機能(※3)	10(※5)		0		10(※5)		0	

表2-2 40歳以上*

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI(※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能(※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝(※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重(kg)÷(身長(m))²で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「ポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。
- (※3) GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「ポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A~D)および「ポイント」(30~0)を判定します。
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

STEP3 > 健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

表3-1 40歳未満*

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

表3-2 40歳以上*

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150~160ポイント	140ポイント以下

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。

- 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
- いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしております。
- 健診情報の提出がない加入者や「**健診情報の取扱いについて**」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、〈別表〉記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、〈別表〉記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①～③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

〈別表：提出に同意する健診情報〉

1. 健康診断受診日
2. BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「**ランク**」の判定「**団体への統計レポートの提供**」「**加入者に対する健康関連情報等の提供**」「**医事研究・統計**」「**その他保険に関連・付随する業務**」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」)と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「**みんなのMYポータル**」機能以外での健診情報は受け付けないこと

〈健診情報収集のサポート機能について〉

- ① 保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「**ランク**」の判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、〈別表〉記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある(「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ② 保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③ 保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④ 団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上



万一の備え

意向確認
ご加入前
のご確認

ライフサポートプランは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年3月1日(土)~2026年2月28日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

下記のコースは新規加入およびコース変更が可能です。
それ以外のコースはすべて「既加入者専用コース」となり、新規加入およびコース変更はできません。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

申込 コース	本人								障害年金 1級、2級のとき 【障害初期給付金】 (万円)
	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき				ボーナス給付(年2回)				
	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)	
U1	5,000	30	15.8	5,700	600	25	13.3	667	560.0
V1	4,700	25	17.4	5,228	600	25	13.3	667	530.0
R1	4,400	20	19.9	4,778	600	20	16.2	651	500.0
S1	3,800	15	22.3	4,029	600	15	21.2	636	440.0
T1	3,400	30	10.7	3,876	600	25	13.3	667	400.0
W1	3,100	25	11.4	3,448	600	25	13.3	667	370.0
X1	2,600	20	11.7	2,823	600	20	16.2	651	320.0
Y1	1,800	15	10.6	1,908	600	15	21.2	636	240.0
Z1	1,000	10	8.6	1,035	600	10	31.0	621	160.0
Q1	740	5	12.4	747	490	5	49.4	494	123.0

月額給付コース

申込 コース	本人					障害年金1級、2級のとき 【障害初期給付金】 (万円)
	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき					
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)		
U	5,000	30	15.8	5,700	500.0	
V	4,700	25	17.4	5,228	470.0	

申込 コース	本人				障害年金1級、2級のとき 【障害初期給付金】 (万円)
	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき				
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	
R	4,400	20	19.9	4,778	440.0
S	3,800	15	22.3	4,029	380.0
W	3,700	30	11.7	4,218	370.0
T	3,400	25	12.6	3,782	340.0
X	3,200	20	14.4	3,475	320.0
D	3,000	30	9.5	3,420	300.0
Y	2,400	15	14.1	2,545	240.0
Z	1,600	10	13.8	1,656	160.0
Q	740	5	12.4	747	74.0
M	300	5	5.0	303	30.0

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。この制度の年金受取人へのお支払は、毎年2回、4回受取りのどちらかです。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者

申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
2,000	2,000
1,500	1,500
1,000	1,000
740	740
500	500
100	100

子ども

申込 口数(口)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
1	400

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- ！** **ご注意**
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
 - ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.76**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.77**

掛金

●掛金 (単位：円)

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

		本人							
申込コース	性別	掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		15~35歳 (1989.9.2~2010.9.1)		36~40歳 (1984.9.2~1989.9.1)		41~45歳 (1979.9.2~1984.9.1)		46~50歳 (1974.9.2~1979.9.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
U1	男性	4,550	3,300	5,900	4,296	7,800	5,688	11,150	8,154
	女性	3,300	2,388	5,250	3,816	6,100	4,440	8,550	6,240
V1	男性	4,280	3,300	5,549	4,296	7,335	5,688	10,484	8,154
	女性	3,105	2,388	4,938	3,816	5,737	4,440	8,040	6,240
R1	男性	4,010	3,300	5,198	4,296	6,870	5,688	9,818	8,154
	女性	2,910	2,388	4,626	3,816	5,374	4,440	7,530	6,240
S1	男性	3,470	3,300	4,496	4,296	5,940	5,688	8,486	8,154
	女性	2,520	2,388	4,002	3,816	4,648	4,440	6,510	6,240
T1	男性	3,110	3,300	4,028	4,296	5,320	5,688	7,598	8,154
	女性	2,260	2,388	3,586	3,816	4,164	4,440	5,830	6,240
W1	男性	2,840	3,300	3,677	4,296	4,855	5,688	6,932	8,154
	女性	2,065	2,388	3,274	3,816	3,801	4,440	5,320	6,240
X1	男性	2,390	3,300	3,092	4,296	4,080	5,688	5,822	8,154
	女性	1,740	2,388	2,754	3,816	3,196	4,440	4,470	6,240
Y1	男性	1,670	3,300	2,156	4,296	2,840	5,688	4,046	8,154
	女性	1,220	2,388	1,922	3,816	2,228	4,440	3,110	6,240
Z1	男性	950	3,300	1,220	4,296	1,600	5,688	2,270	8,154
	女性	700	2,388	1,090	3,816	1,260	4,440	1,750	6,240
Q1	男性	716	2,695	916	3,509	1,197	4,645	1,693	6,659
	女性	531	1,950	819	3,116	945	3,626	1,308	5,096

		本人									
申込コース	性別	掛金(円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		51~55歳 (1969.9.2~1974.9.1)		56~60歳 (1964.9.2~1969.9.1)		61~64歳 (1960.9.2~1964.9.1)		65歳 (1959.9.2~1960.9.1)		66~70歳 (1954.9.2~1959.9.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
U1	男性	16,900	12,372	25,600	18,762	38,900	28,530	35,850	26,292	53,150	38,994
	女性	11,950	8,736	15,850	11,604	21,150	15,498	19,050	13,956	25,700	18,840
V1	男性	15,889	12,372	24,067	18,762	36,569	28,530	33,702	26,292	49,964	38,994
	女性	11,236	8,736	14,902	11,604	19,884	15,498	17,910	13,956	24,161	18,840
R1	男性	14,878	12,372	22,534	18,762	34,238	28,530	31,554	26,292	46,778	38,994
	女性	10,522	8,736	13,954	11,604	18,618	15,498	16,770	13,956	22,622	18,840
S1	男性	12,856	12,372	19,468	18,762	29,576	28,530	27,258	26,292	40,406	38,994
	女性	9,094	8,736	12,058	11,604	16,086	15,498	14,490	13,956	19,544	18,840
T1	男性	11,508	12,372	17,424	18,762	26,468	28,530	24,394	26,292	36,158	38,994
	女性	8,142	8,736	10,794	11,604	14,398	15,498	12,970	13,956	17,492	18,840
W1	男性	10,497	12,372	15,891	18,762	24,137	28,530	22,246	26,292	32,972	38,994
	女性	7,428	8,736	9,846	11,604	13,132	15,498	11,830	13,956	15,953	18,840
X1	男性	8,812	12,372	13,336	18,762	20,252	28,530	18,666	26,292	27,662	38,994
	女性	6,238	8,736	8,266	11,604	11,022	15,498	9,930	13,956	13,388	18,840
Y1	男性	6,116	12,372	9,248	18,762	14,036	28,530	12,938	26,292	19,166	38,994
	女性	4,334	8,736	5,738	11,604	7,646	15,498	6,890	13,956	9,284	18,840
Z1	男性	3,420	12,372	5,160	18,762	7,820	28,530	7,210	26,292	10,670	38,994
	女性	2,430	8,736	3,210	11,604	4,270	15,498	3,850	13,956	5,180	18,840
Q1	男性	2,543	10,104	3,831	15,323	5,799	23,300	5,348	21,472	7,909	31,845
	女性	1,811	7,135	2,388	9,477	3,173	12,656	2,862	11,397	3,846	15,386

月額給付コース

本人										
申込コース	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		15~35歳 (1989.9.2 ~ 2010.9.1)	36~40歳 (1984.9.2 ~ 1989.9.1)	41~45歳 (1979.9.2 ~ 1984.9.1)	46~50歳 (1974.9.2 ~ 1979.9.1)	51~55歳 (1969.9.2 ~ 1974.9.1)	56~60歳 (1964.9.2 ~ 1969.9.1)	61~64歳 (1960.9.2 ~ 1964.9.1)	65歳 (1959.9.2 ~ 1960.9.1)	66~70歳 (1954.9.2 ~ 1959.9.1)
U	男性	4,550	5,900	7,800	11,150	16,900	25,600	38,900	35,850	53,150
	女性	3,300	5,250	6,100	8,550	11,950	15,850	21,150	19,050	25,700
V	男性	4,280	5,549	7,335	10,484	15,889	24,067	36,569	33,702	49,964
	女性	3,105	4,938	5,737	8,040	11,236	14,902	19,884	17,910	24,161
R	男性	4,010	5,198	6,870	9,818	14,878	22,534	34,238	31,554	46,778
	女性	2,910	4,626	5,374	7,530	10,522	13,954	18,618	16,770	22,622
S	男性	3,470	4,496	5,940	8,486	12,856	19,468	29,576	27,258	40,406
	女性	2,520	4,002	4,648	6,510	9,094	12,058	16,086	14,490	19,544
W	男性	3,380	4,379	5,785	8,264	12,519	18,957	28,799	26,542	39,344
	女性	2,455	3,898	4,527	6,340	8,856	11,742	15,664	14,110	19,031
T	男性	3,110	4,028	5,320	7,598	11,508	17,424	26,468	24,394	36,158
	女性	2,260	3,586	4,164	5,830	8,142	10,794	14,398	12,970	17,492
X	男性	2,930	3,794	5,010	7,154	10,834	16,402	24,914	22,962	34,034
	女性	2,130	3,378	3,922	5,490	7,666	10,162	13,554	12,210	16,466
D	男性	2,750	3,560	4,700	6,710	10,160	15,380	23,360	21,530	31,910
	女性	2,000	3,170	3,680	5,150	7,190	9,530	12,710	11,450	15,440
Y	男性	2,210	2,858	3,770	5,378	8,138	12,314	18,698	17,234	25,538
	女性	1,610	2,546	2,954	4,130	5,762	7,634	10,178	9,170	12,362
Z	男性	1,490	1,922	2,530	3,602	5,442	8,226	12,482	11,506	17,042
	女性	1,090	1,714	1,986	2,770	3,858	5,106	6,802	6,130	8,258
Q	男性	716	916	1,197	1,693	2,543	3,831	5,799	5,348	7,909
	女性	531	819	945	1,308	1,811	2,388	3,173	2,862	3,846
M	男性	320	401	515	716	1,061	1,583	2,381	2,198	3,236
	女性	245	362	413	560	764	998	1,316	1,190	1,589

配偶者										
申込金額(万円)	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18~35歳 (1989.9.2 ~ 2007.9.1)	36~40歳 (1984.9.2 ~ 1989.9.1)	41~45歳 (1979.9.2 ~ 1984.9.1)	46~50歳 (1974.9.2 ~ 1979.9.1)	51~55歳 (1969.9.2 ~ 1974.9.1)	56~60歳 (1964.9.2 ~ 1969.9.1)	61~65歳 (1959.9.2 ~ 1964.9.1)	66~70歳 (1954.9.2 ~ 1959.9.1)	
2,000	男性	1,630	2,050	2,750	3,990	6,070	9,210	14,370	21,290	
	女性	1,090	1,770	2,110	3,050	4,270	5,650	7,650	10,310	
1,500	男性	1,235	1,550	2,075	3,005	4,565	6,920	10,790	15,980	
	女性	830	1,340	1,595	2,300	3,215	4,250	5,750	7,745	
1,000	男性	840	1,050	1,400	2,020	3,060	4,630	7,210	10,670	
	女性	570	910	1,080	1,550	2,160	2,850	3,850	5,180	
740	男性	635	790	1,049	1,508	2,277	3,439	5,348	7,909	
	女性	435	686	812	1,160	1,611	2,122	2,862	3,846	
500	男性	445	550	725	1,035	1,555	2,340	3,630	5,360	
	女性	310	480	565	800	1,105	1,450	1,950	2,615	
100	男性	129	150	185	247	351	508	766	1,112	
	女性	102	136	153	200	261	330	430	563	

子ども		
申込口数(口)	月払掛金(円)	
1	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(2002.9.2~2022.9.1)

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払50円 配偶者：50円



保険期間 2025年3月1日(土)からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本人・配偶者
	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	300万円
[死亡・高度障害保険金]	

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.91**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.96**

意向確認
ご加入前
のご確認

ライフサポートプランZコースは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金 (単位：円) <保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額300万円>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。
(既加入の方の掛金は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本人・配偶者	本人・配偶者
	300万円	300万円
18歳(2006.9.2~2007.9.1)	1,341	816
19歳(2005.9.2~2006.9.1)	1,368	828
20歳(2004.9.2~2005.9.1)	1,392	843
21歳(2003.9.2~2004.9.1)	1,419	858
22歳(2002.9.2~2003.9.1)	1,446	870
23歳(2001.9.2~2002.9.1)	1,476	885
24歳(2000.9.2~2001.9.1)	1,503	900
25歳(1999.9.2~2000.9.1)	1,533	918
26歳(1998.9.2~1999.9.1)	1,566	933
27歳(1997.9.2~1998.9.1)	1,599	951
28歳(1996.9.2~1997.9.1)	1,635	966
29歳(1995.9.2~1996.9.1)	1,671	987
30歳(1994.9.2~1995.9.1)	1,707	1,005
31歳(1993.9.2~1994.9.1)	1,749	1,026
32歳(1992.9.2~1993.9.1)	1,788	1,044
33歳(1991.9.2~1992.9.1)	1,833	1,068
34歳(1990.9.2~1991.9.1)	1,878	1,089
35歳(1989.9.2~1990.9.1)	1,929	1,113
36歳(1988.9.2~1989.9.1)	1,977	1,134
37歳(1987.9.2~1988.9.1)	2,031	1,161
38歳(1986.9.2~1987.9.1)	2,085	1,185
39歳(1985.9.2~1986.9.1)	2,142	1,212
40歳(1984.9.2~1985.9.1)	2,202	1,239
41歳(1983.9.2~1984.9.1)	2,265	1,266
42歳(1982.9.2~1983.9.1)	2,328	1,296
43歳(1981.9.2~1982.9.1)	2,400	1,326
44歳(1980.9.2~1981.9.1)	2,472	1,359
45歳(1979.9.2~1980.9.1)	2,547	1,395
46歳(1978.9.2~1979.9.1)	2,628	1,428
47歳(1977.9.2~1978.9.1)	2,709	1,464
48歳(1976.9.2~1977.9.1)	2,799	1,500
49歳(1975.9.2~1976.9.1)	2,889	1,539

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本人・配偶者	本人・配偶者
	300万円	300万円
50歳(1974.9.2～1975.9.1)	2,985	1,578
51歳(1973.9.2～1974.9.1)	3,087	1,617
52歳(1972.9.2～1973.9.1)	3,192	1,659
53歳(1971.9.2～1972.9.1)	3,303	1,701
54歳(1970.9.2～1971.9.1)	3,417	1,746
55歳(1969.9.2～1970.9.1)	3,543	1,791
56歳(1968.9.2～1969.9.1)	3,663	1,836
57歳(1967.9.2～1968.9.1)	3,789	1,881
58歳(1966.9.2～1967.9.1)	3,921	1,932
59歳(1965.9.2～1966.9.1)	4,059	1,983
60歳(1964.9.2～1965.9.1)	4,209	2,040
61歳(1963.9.2～1964.9.1)	4,362	2,094
62歳(1962.9.2～1963.9.1)	4,521	2,154
63歳(1961.9.2～1962.9.1)	4,689	2,220
64歳(1960.9.2～1961.9.1)	4,866	2,289
65歳(1959.9.2～1960.9.1)	5,043	2,361

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

年金の取扱いについて

- 年金の種類と型**
 - 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
- 配当金**
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人**
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い**
 - 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金**
 - 無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。



保険期間 2025年3月1日(土)～2026年2月28日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

※「7コース」については、新規加入の取扱いはいたしません。

本人				
申込コース	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
1	590	5	9.9	595
2	300	5	5.0	303
3	2,300	25	8.5	2,558
4	1,910	20	8.6	2,074
5	1,480	15	8.7	1,569
6	1,030	10	8.8	1,066
7 既加入者用	40	-	-	-
8	2,400	25	8.9	2,670
9	100	-	-	-

● 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

● 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。(定額型確定年金です。)※据置期間を5年以内で設定できます。
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
4. 年金のお支払い	●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 ●年金受取人へのお支払いは、毎年2回、4回受取りのどちらかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5. 年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36万円未満の場合はお取り扱いできません。

意向確認
ご加入前のご確認

ライフサポートプランⅡ型は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

配偶者	
申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)
500	500
260	260
100	100

掛金

※「7コース」については、新規加入の取扱いはいたしません。

●掛金 (単位：円)

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

本人										
申込コース	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		15～35歳 (1989.9.2 ～ 2010.9.1)	36～40歳 (1984.9.2 ～ 1989.9.1)	41～45歳 (1979.9.2 ～ 1984.9.1)	46～50歳 (1974.9.2 ～ 1979.9.1)	51～55歳 (1969.9.2 ～ 1974.9.1)	56～60歳 (1964.9.2 ～ 1969.9.1)	61～65歳 (1959.9.2 ～ 1964.9.1)	66～70歳 (1954.9.2 ～ 1959.9.1)	71歳 (1953.9.2 ～ 1954.9.1)
1	男性	490	614	820	1,186	1,800	2,726	4,248	6,289	8,231
	女性	330	531	631	909	1,269	1,676	2,266	3,050	4,036
2	男性	249	312	417	603	915	1,386	2,160	3,198	4,185
	女性	168	270	321	462	645	852	1,152	1,551	2,052
3	男性	1,909	2,392	3,197	4,623	7,015	10,626	16,560	24,518	32,085
	女性	1,288	2,070	2,461	3,542	4,945	6,532	8,832	11,891	15,732
4	男性	1,585	1,986	2,655	3,839	5,826	8,824	13,752	20,361	26,645
	女性	1,070	1,719	2,044	2,941	4,107	5,424	7,334	9,875	13,064
5	男性	1,228	1,539	2,057	2,975	4,514	6,838	10,656	15,777	20,646
	女性	829	1,332	1,584	2,279	3,182	4,203	5,683	7,652	10,123
6	男性	855	1,071	1,432	2,070	3,142	4,759	7,416	10,980	14,369
	女性	577	927	1,102	1,586	2,215	2,925	3,955	5,325	7,045
7 既加入者用	男性	33	42	56	80	122	185	288	426	558
	女性	22	36	43	62	86	114	154	207	274
8	男性	1,992	2,496	3,336	4,824	7,320	11,088	17,280	25,584	33,480
	女性	1,344	2,160	2,568	3,696	5,160	6,816	9,216	12,408	16,416
9	男性	83	104	139	201	305	462	720	1,066	1,395
	女性	56	90	107	154	215	284	384	517	684

本人										
申込 コース	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		72歳 (1952.9.2 ～ 1953.9.1)	73歳 (1951.9.2 ～ 1952.9.1)	74歳 (1950.9.2 ～ 1951.9.1)	75歳 (1949.9.2 ～ 1950.9.1)	76歳 (1948.9.2 ～ 1949.9.1)	77歳 (1947.9.2 ～ 1948.9.1)	78歳 (1946.9.2 ～ 1947.9.1)	79歳 (1945.9.2 ～ 1946.9.1)	80歳 (1944.9.2 ～ 1945.9.1)
1	男性	9,110	10,119	11,293	12,679	14,313	16,249	18,526	21,152	24,125
	女性	4,496	5,039	5,629	6,278	7,009	7,859	8,885	10,124	11,617
2	男性	4,632	5,145	5,742	6,447	7,278	8,262	9,420	10,755	12,267
	女性	2,286	2,562	2,862	3,192	3,564	3,996	4,518	5,148	5,907
3	男性	35,512	39,445	44,022	49,427	55,798	63,342	72,220	82,455	94,047
	女性	17,526	19,642	21,942	24,472	27,324	30,636	34,638	39,468	45,287
4	男性	29,490	32,757	36,557	41,046	46,337	52,601	59,974	68,474	78,100
	女性	14,554	16,311	18,221	20,322	22,691	25,441	28,765	32,776	37,608
5	男性	22,851	25,382	28,327	31,805	35,905	40,759	46,472	53,058	60,517
	女性	11,278	12,639	14,119	15,747	17,582	19,714	22,289	25,397	29,141
6	男性	15,903	17,665	19,714	22,135	24,988	28,366	32,342	36,926	42,117
	女性	7,849	8,796	9,826	10,959	12,236	13,720	15,512	17,675	20,281
7	男性	618	686	766	860	970	1,102	1,256	1,434	1,636
	女性	305	342	382	426	475	533	602	686	788
8	男性	37,056	41,160	45,936	51,576	58,224	66,096	75,360	86,040	98,136
	女性	18,288	20,496	22,896	25,536	28,512	31,968	36,144	41,184	47,256
9	男性	1,544	1,715	1,914	2,149	2,426	2,754	3,140	3,585	4,089
	女性	762	854	954	1,064	1,188	1,332	1,506	1,716	1,969

配偶者										
申込 金額(万円)	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18～35歳 (1989.9.2 ～ 2007.9.1)	36～40歳 (1984.9.2 ～ 1989.9.1)	41～45歳 (1979.9.2 ～ 1984.9.1)	46～50歳 (1974.9.2 ～ 1979.9.1)	51～55歳 (1969.9.2 ～ 1974.9.1)	56～60歳 (1964.9.2 ～ 1969.9.1)	61～65歳 (1959.9.2 ～ 1964.9.1)	66～70歳 (1954.9.2 ～ 1959.9.1)	
500	男性	415	520	695	1,005	1,525	2,310	3,600	5,330	
	女性	280	450	535	770	1,075	1,420	1,920	2,585	
260	男性	216	270	361	523	793	1,201	1,872	2,772	
	女性	146	234	278	400	559	738	998	1,344	
100	男性	83	104	139	201	305	462	720	1,066	
	女性	56	90	107	154	215	284	384	517	

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2025年3月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 - 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 - 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。
 - いずれか1種類を選んでください。
 - 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 - 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
 - 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
 - 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ※年金を年2回で受け取った場合の例はP98をご覧ください。
- ※配偶者の71歳以降の保険料はP98をご覧ください。

遺児育英サポートコースについて

制度内容 本人が死亡・高度障害のとき

遺児育英サポートコースの受取イメージ

17歳	年金受取年額 約60.6万円×5年	受取総額 約303万円	14歳	年金受取年額 約38.4万円×8年	受取総額 約307万円
9歳	年金受取年額 約24.2万円×13年			受取総額 約315万円	

遺児育英サポートコースの受取例【年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円(ココース)】

子ども年齢	中学生まで			高校生以上
	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～22歳
コース	年金原資300万円コース			
年金受取年額	約16.2万円	約21.2万円	約31.0万円	約60.6万円
受取期間(例)	20年	15年	10年	5年
受取総額	約325万円	約318万円	約310万円	約303万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英サポートコース受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

月額掛金

(単位:円)

本人保険年齢	300万円(ココース)	
	掛金	
	男性	女性
15 - 35歳	249	168
36 - 40歳	312	270
41 - 45歳	417	321
46 - 50歳	603	462
51 - 55歳	915	645
56 - 60歳	1,386	852
61 - 65歳	2,160	1,152
66 - 70歳	3,198	1,551
71歳	4,185	2,052
72歳	4,632	2,286
73歳	5,145	2,562
74歳	5,742	2,862
75歳	6,447	3,192
76歳	7,278	3,564
77歳	8,262	3,996
78歳	9,420	4,518
79歳	10,755	5,148
80歳	12,267	5,907

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2025年3月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 - 記載の遺児育英サポートコースの掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 【遺児育英サポートコースの取扱い】
- 遺児育英サポートコースは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。遺児育英サポートコースのみの加入はできません。「ライフサポートプランⅡ型」本人コースとセットでご加入ください。
- 遺児育英サポートコースは「ライフサポートプランⅡ型」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
- 死亡保険金受取人となることは最大5人までです。
 - 期中の遺児育英サポートコースのみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。

遺児育英サポートコース子ども加入可能人数一覧

本人のライフサポートプランⅡ型の加入保険金額によって、遺児育英サポートコースに加入できる子どもの人数に制限があります。それぞれの保険金額に対する子ども加入可能人数につきましては下表をご確認ください。

ライフサポートプランⅡ型 本人加入内容	コース	8	3	4	5	
	保険金額(万円)	2,400	2,300	1,910	1,480	
子ども加入可能人数(人)		0	0	1	3	
ライフサポートプランⅡ型 本人加入内容	コース	6	1	2	7	9
	保険金額(万円)	1,030	590	300	40	100
子ども加入可能人数(人)		4	5	5	5	5

お取り扱いについて

<p>加入資格</p>	<p>本人…ライフサポートプランに加入している組合員(短期組合員を除く)および役員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年3月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月(役員は満66歳6ヵ月)までの方(継続の場合は80歳6ヵ月までの方)(役員の継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)</p> <p>配偶者…ライフサポートプランに加入している組合員(短期組合員を除く)および役員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年3月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)</p> <p>※遺児育英サポートコースご加入に際しては、本人について告知ください。</p> <p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> </div> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p>
<p>保険期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(2025年3月1日～2026年2月28日)で以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込が条件となります。
<p>掛金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月の給与から控除します。(初回は2月分給与から) 賞与払は賞与から控除します。(初回は6月分給与から)
<p>配当金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
<p>継続加入の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
<p>保険金のお支払い</p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性ががあります。</p>

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p>高度障害</p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p>お支払いできない場合について(解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
<p>保険会社からのお願い・ご注意</p>	<p><保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社



就業不能への備え

保険期間 2025年3月1日(土)~2026年2月28日(土)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が40日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約】

保障内容	20万円コース	10万円コース	5万円コース
病気やケガによる就業不能状態が40日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金月額 20万円	基準給付金月額 10万円	基準給付金月額 5万円
所定の精神障害による就業不能状態が40日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]			
第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき <初期支援給付特約> [初期支援給付金]	10万円	5万円	2.5万円

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。) 就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認 ご加入前のご確認

短期療養サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月20日に職場復帰した場合



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		就業不能給付金
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 [P.84](#)

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.87](#)

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

<基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男 性			
基準給付金月額 (申込コース)	20万円 (20万円コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障	基本保障
15～20歳 (2004.9.2～2010.9.1)	1,810	905	453
21～25歳 (1999.9.2～2004.9.1)	1,940	970	485
26～30歳 (1994.9.2～1999.9.1)	2,000	1,000	500
31～35歳 (1989.9.2～1994.9.1)	2,210	1,105	553
36～40歳 (1984.9.2～1989.9.1)	2,440	1,220	610
41～45歳 (1979.9.2～1984.9.1)	2,620	1,310	655
46～50歳 (1974.9.2～1979.9.1)	3,140	1,570	785
51～55歳 (1969.9.2～1974.9.1)	4,090	2,045	1,023
56～60歳 (1964.9.2～1969.9.1)	5,770	2,885	1,443
61～65歳 (1959.9.2～1964.9.1)	7,560	3,780	1,890
66～69歳 (1955.9.2～1959.9.1)	9,380	4,690	2,345

女 性			
基準給付金月額 (申込コース)	20万円 (20万円コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障	基本保障
15～20歳 (2004.9.2～2010.9.1)	1,830	915	458
21～25歳 (1999.9.2～2004.9.1)	1,930	965	483
26～30歳 (1994.9.2～1999.9.1)	2,440	1,220	610
31～35歳 (1989.9.2～1994.9.1)	2,760	1,380	690
36～40歳 (1984.9.2～1989.9.1)	2,780	1,390	695
41～45歳 (1979.9.2～1984.9.1)	3,270	1,635	818
46～50歳 (1974.9.2～1979.9.1)	3,820	1,910	955
51～55歳 (1969.9.2～1974.9.1)	4,070	2,035	1,018
56～60歳 (1964.9.2～1969.9.1)	4,990	2,495	1,248
61～65歳 (1959.9.2～1964.9.1)	6,180	3,090	1,545
66～69歳 (1955.9.2～1959.9.1)	6,680	3,340	1,670

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。